

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書(平成18年6月)のフォローアップ

(平成27年6月1日現在)

報告書の内容		取組状況
項目	指摘内容	
I. 総論		
(1) 自動車事故対策事業の効率的で効果的な実施	自動車事故対策計画を策定した平成14年時と比較して、自動車事故対策事業の必要性は変わっていないと考えられるが、引き続き、一層効率的で効果的な事業の実施を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、予算要求・執行の過程を通じて効率的・効果的な事業の実施を確保。 ○ 平成23年度～24年度において、事業の効率化を図る観点から、今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会において、財源論・必要性・効率性の論点を踏まえ、個別の運用益事業の今後のあり方について見直しを実施し、平成25年度の事業に反映し、検討結果について自動車損害賠償責任保険審議会において報告。
(2) (独)自動車事故対策機構の業務の重点化	(独)自動車事故対策機構は、ニーズの高い業務の充実、ニーズの低い業務の縮減により、一層の重点化を図るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)自動車事故対策機構(NASVA)の第二期中期目標・計画(平成19～23年度)に基づき、安全指導業務について、i-NATSの活用により適性診断の業務の効率化を図るとともに、安全マネジメントの支援の実施や、被害者援護業務について、委託病床の設置(北海道札幌市、福岡県久留米市)や、介護料受給者への訪問支援、交流会等を実施した。 ○ NASVAの第三期中期目標・計画(平成24～28年度)等に基づき、安全指導業務の内容の充実(安全マネジメント等による運送事業者の安全確保)を図るとともに、指導講習や適性診断の民間参入に伴う、安全指導業務から被害者援護業務(委託病床の拡充、訪問支援の充実・強化等)や自動車アセスメント業務へ業務を重点化・深度化。

<p>(3)一般会計からの繰戻し</p>	<p>自動車事故対策事業については、当初、基金の運用益を財源とすることを基本に制度設計していたが、基金のうち5,127億円が一般会計に繰り入れられたままであること等から、必要な運用益を得られず、毎年度の基金(積立金)の取崩しにより基金が減少している。この状況は、<u>自動車事故対策事業の安定的な実施の観点から望ましくなく、引き続き財務省に対して早期の繰戻しを求める必要がある。</u>しかし、一般会計から利子相当額を含めて繰り戻されると法定されており、これを踏まえて<u>早期に利子相当額を含む全額の繰戻しがなされるのであれば、基金の運用益を自動車事故対策事業の財源に充てる現在の仕組みに支障は生じない。</u></p>	
<p>(4)自動車事故対策事業の実施のための賦課金制度の導入</p>	<p>加えて、基金の運用益を財源とする現在の仕組みは、現在の自動車ユーザーに負担を与えていないため、自動車ユーザーの自動車事故対策事業への関心が高くなる懸念があるものの、<u>新たな負担を求める場合には自動車ユーザーの理解を得られにくい。</u></p> <p>これらを総合的に勘案すれば、<u>現時点においては、附帯決議で検討を求められた賦課金制度についてその導入を検討する状況にはなく、基本的には現在の仕組みを維持することが適当である。</u></p>	<p>○ 毎年度、予算要求において、一般会計からの繰戻しを財務省に対して要求し、協議を進めてきたが、繰戻しには至っていない。</p>

報告書の内容		取組状況
項目	指摘内容	
Ⅱ. 各論		
1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保		
(1)療護センターの活用	①療護センターの長期滞留傾向の解消	○ 平成9年9月から5年となっていた入院期間を平成19年4月以降の入院から3年以内に設定し、効果的・集中的な治療・看護により、早期脱却を図っており、現在、長期滞留傾向は概ね解消。
	②療護センターの認知度の向上	○ NASVAにおいて、報道関係者及び被害者団体(総会、学習会等の機会を通じて)に療護施設を周知。また、損害保険会社、(一社)日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構に対する周知を引き続き実施。 ○ 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設を周知。
	③療護センターの治療・看護技術の普及	○ 療護施設において、脳神経外科・意識障害学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。平成19～26年度において、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会において、計269件の研究成果の発表を実施。 なお、平成21年度から中部療護センターにおいて岐阜大学大学院と連携を進めており(平成26年度までに6名が入学)、上記のうち17件の研究成果の発表を実施。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～26年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計25回、90病院及び4施設、143人が受講。

<p>(2)療護センター機能の委託</p>	<p>意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月から北海道・九州地区、平成25年1月から近畿地区において、療護センター機能の一部を委託するいわゆる委託病床を開始。平成26年度までに計123人の患者を受け入れ、21人が遷延性意識障害から脱却。 ○ 関東西部地区については、平成27年度において委託先病院の選定に向けた入札公告を実施(4月15日)。
<p>(3)短期入院協力病院の拡充等</p>	<p>①短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に協力病院を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年3月に各都道府県に一ヶ所以上の協力病院を確保し、現在は144病院を指定。また、平成25年度に、短期入所(ショートステイ)を積極的に受け入れる障害者施設を指定する制度を創設し、協力施設を28施設指定。今後、各都道府県に協力施設を確保。 ○ 協力病院の短期入院の利用促進等を図るため、平成22、23年度において有識者や被害者団体等との意見交換会を開催し、利用促進に繋がる方策等を検討。また、引き続き、被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、平成24～26年度において意見交換会を開催し、協力病院・施設における短期入院・入所の更なる利用促進方策や介護家族の負担軽減を図る方策等を検討。
	<p>②協力病院と療護センター等との連携・交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から各地域において、協力病院、療護センター及びNASVAの担当者による意見交換会を開催。平成25年度から、国土交通省や協力施設、被害者団体も参加した意見交換会を開催。 ○ 平成21年度に作成した療護センターの治療・看護等の内容等を紹介した広報用DVDを、新規指定の協力病院等に配布。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～26年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計25回、90病院及び4施設、143人が受講。(再掲) ○ NASVA機関誌、介護料受給世帯への訪問支援、交流会等により、協力病院・施設の利用を案内。

(4)介護料の支給対象品目等の見直し	①介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給世帯からのニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度から介護料支給対象品目に追加。 ○ 導尿カテーテル等の費用について、平成27年度に支給対象に追加。
	②介護料や短期入院費用助成に関する支給要件見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特I種(脳損傷者)の介護料受給者に対して2年毎に提出を求めている診断書について、平成21年度からその提出期間を3年毎に延長。 ○ 短期入院費用助成の上限範囲を、平成23年度から年間45日以内かつ年間45万円以内に拡大するとともに、1回の助成限度額を入院日数に応じた1日当たり1万円の上限額に患者移送費を加えた額に拡大。

2. 心のケアや情報提供を受けることができる環境の整備

(1)関係機関等との連携体制の構築	<p>国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省自動車交通局保障課(当時)に平成20年7月に「被害者保護企画官」を、平成22年10月に「被害者対策係」を設置し、被害者団体の総会等への出席や意見交換会の開催等、連携を強化。 ○ NASVA本部・(主管)支所において、地域の拠点病院・市町村等へ訪問し、意見交換を実施。
(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実	<p>①相談窓口機能の充実・提供情報の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開設。平成26年度は、3,234件の問い合わせに対して情報提供を実施。関越道における高速ツアーバス事故の際には、被害者への制度周知や休日も開設して対応を行った。 ○ NASVA支所の担当者が介護料受給世帯を訪問して個別相談に応じる「訪問支援」を実施(平成26年度訪問実績:2,577人(前年度末受給資格者数の55.2%))。 ○ 被害者家族の声を受け、自動車事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」を平成25、26年度に作成し、医療機関、相談機関、保険会社等へ配布するとともに

	<p>②被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付</p>	<p>に、同様の内容が閲覧できるよう国土交通省ホームページを改修。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省及びNASVAにおいて、被害者団体の総会、学習会等に参加するとともに、NASVA 支所において被害者団体との交流会を開催し、被害者援護制度を周知。 ○ NASVAにおいて、内閣府主催の相談窓口、交通遺児等支援担当者意見交換会等に参加し、被害者援護制度を周知するとともに、関係機関との連携を強化。 ○ NASVAにおいて、報道関係者や被害者団体に対して情報提供を行うとともに、救命救急センター等の病院、損保団体、JA共済、市区町村、教育委員会等に対して被害者援護制度の周知・協力依頼を継続的に実施。特に、平成26年度は、損害保険会社、(一社)日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構に対する周知及び協力依頼を重点的に実施。
<p>(3)被害者団体の活動の支援</p>	<p>①国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省、NASVAにおいて、被害者団体の講演会、全国大会等を後援するとともに、同会合に参加し、意見交換を実施。
	<p>②被害者の活動の広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省ホームページにおいて、自動車事故関係被害者団体の情報を掲載し、広く一般に紹介。 ○ NASVAの訪問支援や在宅介護相談時に、被害者団体等を紹介。

3. 損害賠償の保障の充実

(1)高次脳機能障害認定システムの充実

現行の高次脳機能障害システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討

○ 損害保険料率算出機構では専門家による検討委員会による報告書を受けて、平成23年4月より、意識障害や画像所見のないMTBI患者が審査対象となることの明確化等、高次脳機能障害認定システムの見直しを実施。

- ① 審査対象基準において、意識障害及び画像所見を必ず要するとの誤解がないよう、明確に記述した。
- ② 医師等に送付する調査様式について、救急隊から確認するなどして得た来院前の意識障害の状況を記載する欄を設けるなどした。
- ③ 被害者が小児である場合には、その成長に伴って、社会的適応障害の有無が明らかになることがあることから、社会的適応障害についての判断が可能となる時期まで、後遺障害等級の認定を待つことを可能とした。
見直しの結果、認定システムの審査件数が以下の通り増加。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
審査件数	3,741件	3,897件	4,331件	4,214件	4,814件	5,261件	5,288件	5,342件

○ 国土交通省自動車局保障制度参事官室に、平成23年10月に「専門官(新障害担当)」を設置し、自賠責保険分野における脳機能の障害など、新たな障害分野に関する知見を蓄積し、情報の収集・分析等を行うとともに、認定審査、支払適正化を図っている。

○ MTBI や脳脊髄液減少症等の脳機能に関する新たな障害について、それぞれ厚生労働省との連絡会を開催し連携強化を図るとともに、障害に関する厚生労働省の研究成果等について保険会社に対し周知を図るとともに、自動車関連団体に対しても啓発を図った。

(2)政府保障事業における運用の変更	可能な限り自賠償保険に近い損害てん補が行われるよう運用を変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の損害てん補基準を一般国民に開示するため、これを告示したほか、平成19年4月より、被害者救済の充実を図る観点から、通常の過失相殺に比べて、減額される範囲が大幅に緩和される重過失減額制度を導入するとともに、好意同乗減額制度及び親族間事故の慰謝料減額制度を廃止した。 ○ 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。 <p>【参考】自賠償保険の本人請求(15条)、被害者請求(16条)についても同様に、請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。</p>												
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の処理迅速化を推進した結果、てん補請求から支払いまでの平均処理期間について、平成20年度5.0月から平成26年度で4.4月に短縮を図った。 												
4. その他の被害者救済対策														
(1)診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年10月1日より岡山県においても実施。 ○ 全都道府県のうち唯一残る山梨県について、医師会・損保業界間で、実現に向けて協議中。 												
(2)自賠償保険の保険金限度額の検証	自賠償保険の保険金限度額について、現時点の総損害額を実態調査し、現行水準を検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険協会等の協力により、平成19年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の一括払い平均支払い額の実態調査を行い、平成17年度の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。平成23年度についても損害額に大きな変動は見られなかった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>H17</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>37,138 千円</td> <td>37,724 千円</td> <td>37,029 千円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害別表第一第1等級</td> <td>54,882 千円</td> <td>58,125 千円</td> <td>59,213 千円</td> </tr> </tbody> </table>	(年度)	H17	H19	H23	死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円	後遺障害別表第一第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円
(年度)	H17	H19	H23											
死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円											
後遺障害別表第一第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円											

(3)自賠責保険金の支払適正化措置等の充実	①より確実に過小払い等に関する事後チェックが働くよう国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	○ 保険金支払に関する重要事案審査について、より効率的、迅速に業務を実施するため、平成24年度に審査システムを再構築し、業務の見直しを実施。
	②紛争処理機構の審査体制の充実	○ 事務処理の効率化を推進し、紛争処理日数の短縮化等を図った。 ○ 紛争処理委員は、平成21年度以降100名を超える体制(平成26年度:101名)としており、紛争処理委員会の開催回数は、平成19年度以降200回を超える開催回数(平成26年度:252回)を実施している。
		○ 外貌醜状に関する後遺障害等級を改正し、平成23年5月2日に公布・施行(平成22年6月10日以後に発生した事故について適用)。
(4)重度後遺障害者の生活支援に関する議論等	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親なき後」の実態等の把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策が考えられないか、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯な議論を継続	○ 平成20年度に実施した「親なき後」の実態調査を踏まえ、平成21年度に介護者が「親なき後」に備え、成人後見、入所施設、相談先等に関する情報を入手し得る環境を整備するため、試行的にウェブサイトを構築・運用。平成26年5月にNASVA ホームページにサイトを開設し、今後、継続的に運用。

<p>(5)保険会社等による対応</p>	<p>保険会社等に関して、自賠責保険の支払いにつき、「一層の適正化」を図るための検討を行い、適切な対応を行う。</p> <p>保険会社等においては、附帯決議に係る各事項に基づいて検討を行い、適切な対応を行うことが適当である。</p> <p>(附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性の確保、被害者等に対する情報の開示及び説明等の充実を含め、一層の支払いの適正化を図る。 ・運用益事業について事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開する。 ・自賠責保険料の適正かつ効率的な運用を図り、従来以上に被害者に対し配慮する。 ・徹底した各種経費の削減及び合理化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後遺障害事案等(高次脳機能障害、非器質性精神障害等)の丁寧な案内を実施。 ○ 支払迅速化に向けた業務の見直し(一括事案の委任状取付要件の緩和等)を実施。 ○ 被害者救済対策や事故発生防止対策等を目的として実施している運用益事業については、第三者委員で構成される自賠責運用益使途選定委員会で審議のうえ、自賠責保険審議会(金融庁)へも報告し、情報を公開している。 ○ 保険会社において社費(人件費・物件費)削減努力を行っており、自賠責審議会において、毎年、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、保険会社の社費を含む自賠責保険料率全体の適切性を確認している。
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 事故発生防止対策

事故発生防止対策の見直し

新たな安全対策の方向性を踏まえた見直し、重点化に努める。

- 「事業用自動車総合安全プラン2009」について、平成26年11月に中間見直しを行い、各モード毎の特徴的な事故について、運送の現場と一体となって取り組む具体的なアクションの実施や、運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、監査情報・事故情報など各種情報を活用した事故防止対策の実施等の新たな施策を追加した。中間見直し後の同プランに基づき、事業用自動車の更なる事故削減と輸送の安全性向上に向けた総合的な取組を推進していく。
- 関越道高速ツアーバス事故を踏まえて策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、平成26年度には貸切バスの新運賃・料金制度の導入や運行管理制度の強化、街頭監査の実施等の措置を実施。26年度末時点で、同プランに掲げられたすべての措置について適切な実施が完了した。
- 運転者の体調急変に伴う事故防止のため、平成26年4月に「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の改訂を行ったが、運行管理者講習や各種セミナー等を通じて、同マニュアルの現場への浸透や、健康管理の重要性等に関する周知・徹底を図っている。
- 自動車局、道路局及び警察庁交通局の協力の下、外部委託により「事業用自動車事故調査委員会」を設け、平成26年度には年4回の委員会の開催と調査報告書の公表を行った。引き続き、事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言を得ていく。
- ASV(衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等)装置の導入に対し支援するとともに、デジタル式運行記録計の導入、社内安全教育、過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援を行う。

6. 引き続き検討すべき課題

<p>(1)救急治療の支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車事故救急法普及事業において、AEDの使用方法について講習・研修を行っている。 ○ ドクターヘリについては、厚生労働省等により運航経費の補助が行われている。また、損害保険協会及びJA共済連においては、これに合わせて運用益を活用して講習会等に要する費用の補助を行っている。
<p>(2)無保険車対策</p>	<p>AEDによる応急救護、ドクターヘリといった新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無保険車対策として次の対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①自賠責制度の広報・啓発 ②警察と協力した街頭取締り ③保険加入状況管理業務 ④駅前広場等における監視活動 ○ 原付等の無保険車の取締り強化に資するとともに、ユーザーも自ら保険期間を認識しやすくするよう保険標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変更(平成23年4月1日施行)。 ○ 保険加入状況管理システム(軽二輪・原付)について、保険会社から入手する契約データを統一化。 ○ 無保険車対策の拡充を図るため、地方運輸局等に対する通達を改正(平成27年4月施行)。

平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について

平成27年6月

平成27年度自動車安全特別会計運用益活用事業（詳細）

国土交通省

1. 被害者保護増進対策

（単位：千円）

事業の内容(平成27年度) 【 】内は補助対象事業者	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1)独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】	6,772,218 の内数	6,772,218 の内数	6,892,911 の内数	6,657,893 の内数	-	-
○療護施設の設置・運営 ・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設を設置・運営する。						
○訪問支援サービス ・介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給資格者やそのご家族の方からの介護に関する相談や各種情報の提供等を実施する。	6,772,218 の内数	6,772,218 の内数	6,892,911 の内数	6,657,893 の内数	-	-
○交通遺児等貸付 ・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等を行う。						
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。						
(2)独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金【独立行政法人自動車事故対策機構】	404,565	391,256	403,996	542,642	138,646	34.3
・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する(中部療護センター 脳磁図計(MEG)新設、各療護センター 高額医療関係機器更新を予定)。	404,565	391,256	403,996	542,642	138,646	34.3
(3)独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】【独立行政法人自動車事故対策機構】	3,304,832	3,137,548	3,318,311	3,384,160	65,849	2.0
○介護料支給 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。	3,185,700	3,076,495	3,199,179	3,265,253	66,074	
○短期入院費助成 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院費を助成する。	112,500	61,053	112,500	112,275	△ 225	
○回収不能債権補填金 ・交通遺児等に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。	6,632	0	6,632	6,632	0	

(4)自動車事故医療体制整備事業 [自動車事故対策費補助金]	304,500	174,102	304,800	295,400	△ 9,400	
○救急医療機器整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。【医療機関】	120,000	115,129	120,000	110,000	△ 10,000	△ 3.1
○短期入院・入所協力事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。【医療機関、障害者施設等】	184,500	58,973	184,800	185,400	600	
(5)自動車事故救急法普及事業 [自動車事故対策費補助金]						
・自動車事故現場において、負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して実施する自動車事故救急法講習に要する経費の一部を補助する。【自動車事故救急法普及事業を実施する者】	10,000	806	1,200	1,200	0	0.0
(6)「紛争処理機関」が行う紛争処理業務 [自動車事故対策費補助金]						
・自賠責の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。【自賠法の指定紛争処理機関※(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構のみ(平成27年6月11日現在)】	150,000	150,000	150,000	150,000	0	0.0
(7)自動車事故相談及び示談あつ旋事業 [自動車事故対策費補助金]						
・自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する(事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業、高次脳機能障害相談事業)。【(公財)日弁連交通事故相談センター】	570,000	570,000	570,000	570,000	0	0.0
(8)交通遺児育成給付金支給事業 [自動車事故対策費補助金]						
・交通遺児に対して、一定水準の育成給付金(交通遺児の抛出金に対して年利2.5%を確保)を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。【(公財)交通遺児等育成基金】	86,759	45,848	64,441	22,818	△ 41,623	△ 64.6
小 計 注)	4,830,656	4,469,559	4,812,748	4,966,220	153,472	3.2

注) (1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金を除いた額としている。

2. 自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は補助対象事業者	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1)独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】	6,772,218 の内数	6,772,218 の内数	6,892,911 の内数	6,657,893 の内数	-	
○指導講習、適性診断 ・運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。	6,772,218 の内数	6,772,218 の内数	6,892,911 の内数	6,657,893 の内数	-	-
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。＜再掲＞						
(2)自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策費補助金】	1,076,924	974,699	1,008,292	999,541	△ 8,751	
○事故防止対策支援推進事業 ・自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取り組みの促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。【自動車運送事業者等】	1,076,924	974,699	1,008,292	999,541	△ 8,751	△ 0.9
(3)安全運転推進事業【自動車事故対策費補助金】						
・自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の実施等に要する経費の一部を補助する。【安全運転推進事業を実施等する者】	40,000	21,240	40,000	20,000	△ 20,000	△ 50.0
(4)事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】						
事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的問題の解明などを図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため外部委託する。	—	—	57,996	58,053	57	0.1
小 計 注)	1,116,924	995,939	1,106,288	1,077,594	△ 28,694	△ 2.6

注) (1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金を除いた額としている。

<参考：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金>

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度)	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
・自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的・財産的被害の回復に資する支援、自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究等を行うことにより、自動車事故の発生防止・被害者保護の増進を図る。	6,772,218	6,772,218	6,892,911	6,657,893	△ 235,018	△ 3.4

1. 被害者保護増進対策、2. 自動車事故発生防止対策 及び独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金の合計金額

(単位：千円)

	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	12,719,798	12,237,716	12,811,947	12,701,707	△ 110,240	△ 0.9

※ 単位未満は四捨五入。

平成27年度民間保険会社の運用益の使途について

平成27年6月

平成27年度自賠責保険運用益拠出事業（詳細）

一般社団法人 日本損害保険協会

（単位：千円）

1. 自動車事故防止対策

事業の内容(平成27年度)	【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 飲酒運転防止のための啓発事業支援 【(NPO) A S K (アルコール薬物問題全国市民協会)】 ・飲酒運転による事故は厳罰化などによって減少傾向にはあるが、未だ重大な事故を引き起こしているのも事実である。 ・平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことも踏まえ、広く一般市民向けに公開スクリーニングや啓発活動を行い、飲酒運転防止を呼びかけていく。		5,000	5,000	2,500	5,000	2,500	100.0
(2) 交通事故防止用機器の寄贈【警察庁(都道府県警察)】 ・都道府県警察への交通事故防止関係機器の寄贈を通じ、交通事故の防止・抑制を図る。 ・寄贈機器は、常時録画式交差点カメラ、歩行者模擬横断教育装置、道路構造再現事故分析等装置とする。平成27年度は、高齢者の交通事故防止の観点から、歩行者模擬横断教育装置の台数を増加する。		70,000	68,774	64,746	59,048	▲ 5,698	▲ 8.8
(3) 自転車事故防止のための交通安全教育支援 【(一財)全日本交通安全協会】 ・警察統計によると、自転車事故の9割は対自動車・二輪車事故であり、自転車乗用中の事故による死傷者の6割以上がルール違反によるものである。 ・都道府県交通安全協会に自転車シミュレーター(17台)を寄贈し、交通安全教室等で活用することにより、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用、ルール遵守等を徹底し、事故防止を図る。		/	/	17,000	16,647	▲ 353	▲ 2.1
(4) 優先配慮行動を促す道路上のコミュニケーションと交通安全に関する研究 【筑波大学】 ＜3年計画の2年目＞ ・道路上の自動車、自転車、歩行者間のコミュニケーション(アイコンタクト、会釈、挙手等)に着目し、その生起メカニズム、それを支援する街路デザイン、優先配慮行動のためのコミュニケーションを誘発、活性化する教材を開発する。 ・上記の教材を開発し、効果を実証することで、交通事故防止・低減を図る。		/	/	5,000	5,000	-	-
(5) 体調変化に起因する事故を予防するためのモデル事業支援 【(一社)日本交通科学学会】 ＜3年計画の2年目＞ ・平成23～25年度事業として実施した「疾病等起因事故の調査研究」により、交通事故の5～10%が運転者の体調変化に起因することを明らかにしている。 ・本モデル事業では、運転中の体調変化に起因した事故を予防する具体的方法について、実態調査も踏まえて立案、実践し、啓発していく。		/	/	6,000	6,000	-	-
(6) 高齢者交通事故の原因とその施策に係る研究 【(一社)交通工学研究会】 ＜新規事業 2年計画の1年目＞ ・平成23～25年度事業として実施した「疾病等起因事故の調査研究」により、交通事故の5～10%が運転者の体調変化に起因することを明らかにしている。 ・本モデル事業では、運転中の体調変化に起因した事故を予防する具体的方法について、実態調査も踏まえて立案、実践し、啓発していく。		/	/	/	6,000	6,000	-

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(7) 運転可否判断支援尺度日本版による運転能力評価 【佐賀大学】 <新規事業 3年計画の1年目> ・米国で開発された運転可否判断尺度(FTDS)の日本語版を作成し、英語への逆翻訳と開発者との検討の後、質問紙版を作成し試用開始する。質問紙データと走行データによる妥当性、信頼性の検証と、高齢者対応など日本の実状に合わせ改良を行う。 ・高齢者等が、自己の運転能力評価を行うことで、運転行動の修正機会が得られ交通安全に寄与できる。				5,000	5,000	-
※ 免許取得前の若者に対する交通マナーの教育普及 【(一財)日本交通安全教育普及協会】 <平成25年度終了事業> ・免許取得前の若者に対し、その内面や心情に働きかける、教育効果を高い映像などの教材・器具の検討・開発を行う。 ・歩行者・自転車・自動車それぞれの視点での道路利用におけるマナーの普及、安全意識の向上を図ることで、若年層の交通事故全般の防止・軽減に資することが期待される。	5,000	5,000	-	-	-	-
※ 交通安全のための街づくりに関する研究 【(公社)日本都市計画学会】 <平成25年度終了事業> ・各地の都市政策のマスタープランとして採用されている持続可能な集約型都市構造が、交通安全にどの程度寄与するか調査分析し、都市計画段階で導入すべき交通安全上の具体的な施策を検討する。 ・高齢者の安全な移動手手段の確保に寄与することが期待される。	7,000	7,000	-	-	-	-
※ 疾病等起因事故の調査研究 【(一社)日本交通科学学会】 <平成25年度終了事業> ・従来の交通統計では捕捉できていないものの、潜在的に多発しているとされる疾病等起因事故について、その実態を明らかにし、疾病等が原因となる事故への対策及び支援を医学面、工学面から検討することで、事故を未然に防止する体制構築に資するもの。	10,000	10,000	-	-	-	-
小 計	97,000	95,774	95,246	102,695	7,449	7.8

2. 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 救急医療機器購入費補助 【日本赤十字社】 ・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。 ・全国92病院のうち、87病院(94.6%)が救急告示を受けている。	225,000	225,000	213,750	207,338	▲6,412	▲ 3.0
(2) 救急医療機器購入費補助 【(社福)済生会】 ・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。 ・全国80病院のうち、69病院(84.1%)が救急告示を受けている。	180,000	180,000	171,000	165,870	▲5,130	▲ 3.0

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(3) 救急医療機器購入費補助 【(社福)北海道社会事業協会】 ・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。 ・道内7病院すべてが救急告示を受けている。	20,000	19,887	19,000	18,430	▲ 570	▲ 3.0
(4) 救命救急センターへの救急医療機器購入費補助 【(一社)日本外傷学会】 ・交通事故による重症患者が搬送される救急救命センターにおける救急医療機器の導入を支援し、救急医師の負担軽減、患者の病態改善に迅速に対応し、防ぎえた死亡の減少を図る。 ・日本外傷学会内に支援病院の選定委員会を組織し選定を行う。選定機器は救命率向上に有効な機器とする。	100,000	97,312	120,000	120,000	-	-
(5) 高規格救急自動車の寄贈 【消防庁】 ・被害者救済に直結する高規格救急自動車の寄贈を通じ、救急医療体制の整備に資する。救急救命士による応急措置の高度化、救命率の向上が期待される。 ・普及率は一定の水準に達したが、耐用期間満了による更新ニーズを勘案し、寄贈台数を5台とする。	60,000	46,725	60,000	50,000	▲ 10,000	▲ 16.7
(6) 救急外傷診療の研修会費用補助 【(NPO)日本外傷診療研究機構】 ・外傷診療を行う医療従事者を対象とする「救急外傷における適切な標準治療に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図る。防ぎえた死亡を減少させることが期待される。 ・研修会は全国で年間41回開催予定。	10,000	10,000	10,000	10,000	-	-
(7) 救急外傷看護の研修会費用補助 【(一社)日本救急看護学会】 ・外傷看護を行う看護師を対象とした「救急外傷患者看護に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図ることで、防ぎえた死亡を減少させることが期待される。 ・研修会は全国で年間23回開催予定。	8,500	8,500	8,500	8,500	-	-
(8) 献体による外傷手術臨床解剖学的研究会費用補助 【東京医科大学】 ＜新規事業 3年計画の1年目＞ ・交通事故被害者の救命、重症化を防ぐためには、外科医・救命医による外傷手術の技術向上は欠かせない。 ・献体による外傷手術研修は、解剖学的基礎に基づいたアプローチ法と術野の理解を指導することにより、受講後すぐに実臨床での応用が可能となる。 ・本研修をより多くの外科医・救命医が受講することで、外傷治療水準・教育の向上、ひいては交通事故被害者の被害軽減に寄与する。				6,000	6,000	-
(9) ドクターヘリ講習会費用補助 【日本航空医療学会】 ・ドクターヘリ関係者(医師・看護師・運行者等)を対象とした「ドクターヘリ講習会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。救命率の向上、医療費の削減等が期待される。 ・講習会は年間2回開催予定。	3,500	3,500	3,500	3,500	-	-

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(10) ヘリコプターを活用した救急医療システム構築のための事業補助 【(NPO)救急ヘリ病院ネットワーク】 ・救急ヘリコプターに関する広報誌「HEM-Netグラフ」の発刊・配布、ホームページを通じた広報・啓発活動を支援する。 ・救急ヘリコプターによる医療効果は高いとされており、その重要性と必要性について、社会一般の認識・理解を一層高め、ドクターヘリの普及・円滑な運行に寄与する。	7,000	7,000	7,000	7,000	-	-
小 計	614,000	597,924	612,750	596,638	▲ 16,112	▲ 2.6

3. 自動車事故被害者対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 交通事故無料相談事業支援【(公財)交通事故紛争処理センター】 ・交通事故による当事者間の紛争の適切な処理に資するため、同センター嘱託弁護士による無料の法律相談、和解あっ旋等の事業を支援する。 ・保険会社の利益に属さない自賠責運用益を活用することで、中立的な立場から事業を行い、迅速な紛争解決を図ることが期待される。	886,787	886,787	876,642	865,795	▲10,847	▲ 1.2
(2) 弁護士への医療研修 【(公財)交通事故紛争処理センター】 ・(公財)交通事故紛争処理センターの相談員(弁護士)を対象に最新の医療情報を提供するための研修会を開催し、一層公正で迅速・妥当な示談斡旋・裁定などの紛争解決を促進する。	2,500	2,498	2,500	2,500	-	-
(3) 損害賠償金による交通遺児育成基金事業支援 【(公財)交通遺児等育成基金】 ・交通遺児の賠償金を効率的・安定的に運用して、遺児育成のための資金を長期にわたり定期的に給付する制度(注)を支援し、交通遺児の保護・救済に資する。 (注)加入者本人の拠出金に助成金を上乘せした資産を一定の利率で運用し、交通遺児が満19才に達するまでの間、育成給付金を支給するもの。	57,839	22,231	42,961	15,212	▲ 27,749	▲ 64.6
(4) 交通遺児への奨学金支給補助 【(公財)交通遺児育英会】 ・交通遺児家庭、特に母子家庭の生活を支えるために、高校や大学等への進学のための奨学金貸与の要請は高まっている。一方、金融環境の悪化等により本育英会の運営は不安定な状況にある。 ・本育成会の交通遺児就学支援事業(奨学金貸与等)を支援することにより、交通遺児の教育の機会均等を図る。	30,000	30,000	30,000	30,000	-	-
(5) 遷延性意識障害者の家族の介護に関する講演会および勉強会開催費用補助 【日本意識障害学会】 ・遷延性意識障害(植物症)の患者を介護する家族への情報提供の場として、講演会・勉強会を開催し、全国における事例を紹介して、介護に関する種々の情報を提供する。遷延性意識障害者とその家族が直面する課題等への支援が期待される。 ・講演会・勉強会は年間6回開催予定。	1,500	1,500	1,500	1,500	-	-
(6) リハビリテーション講習会開催費用補助【リハビリテーション病院等】						

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による脳外傷や脊椎損傷などで重度後遺障害を被った被害者やその家族に対する講習会費用を補助する。講習会(注)を通じて、適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。 (注)各都道府県のリハビリテーション病院を中心に、医師、医療・福祉関係者、家族、行政機関等で構成する講習会実行委員会を立ち上げ、企画・運営されている。 	41,000	34,493	41,000	41,000	-	-
(7) 脊髄損傷当事者によるピアサポート事業支援 【(公社)全国脊髄損傷者連合会】 <ul style="list-style-type: none"> 脊髄損傷者(ピアマネージャー)による脊髄損傷者のためのピアサポート活動(注)を支援する。脊髄損傷者への情報提供、早期社会復帰が期待される。 (注)リハビリセンター・医療機関等に入院中の脊髄損傷者およびその家族を対象としたグループ相談会開催、ピアマネージャーの派遣、病院・自宅等個別訪問、ロールモデル(社会復帰をとげた脊髄損傷者)の派遣及び講演会の実施、ピアマネージャーの現任研修会の実施等。 	5,000	5,000	5,455	5,500	45	0.8
(8) 被害者・その家族等の心のケア推進事業支援 【(NPO)全国被害者支援ネットワーク】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故等の被害者支援活動を推進するための広報活動(「被害者支援ニュース」および「被害者の声」の発行)を支援する。 広報活動を通じて被害者支援の理解を深めることで、交通事故被害者の支援活動の充実が期待される。 	2,300	2,300	2,100	2,100	-	-
(9) 交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用補助 【自動車事故被害者団体等】 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害者やその家族に対する情報提供を目的とした研修会・勉強会の開催費用を補助する。研修会・勉強会を通じて、交通事故被害者やその家族に対する適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。 	5,200	5,200	8,500	8,500	-	-
(10) eラーニングを活用した交通事故被害者生活支援教育と中核的人材の育成 【(公社)日本医療社会福祉協会】 <新規事業 3年計画の1年目> <ul style="list-style-type: none"> 平成21～23年度に医療ソーシャルワーカーを対象とした「交通事故被害者生活支援教育研修事業」を実施した。その後も同研修を継続しているが、対象を他の専門職(社会福祉士・介護福祉士・ケアマネージャー等)にも広げて、eラーニングによる交通事故被害者支援に関する基礎研修を実施する。 また、基礎研修修了者を対象に実践的な上級レベルの研修を実施し、地域における交通事故被害者支援の中核的人物を育成する。 専門職の交通事故被害者支援に関する知識の向上を図ることで、地域における充実した被害者支援が期待される。 				5,000	5,000	-
(11) 訪問看護師の育成と活用促進事業支援 【(公財)日本訪問看護財団】 <3年計画の3年目> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護師の数・質の向上のための研修会を実施する。また、一般市民向けに訪問看護の周知・普及活動を行い、訪問看護の活用促進を図る。 また、交通事故被害者の実態調査に基づき、活用促進ガイドを作成する。 訪問看護師の数・質の向上、活用促進により、在宅療養者およびその家族の負担軽減が期待される。 	9,000	9,000	9,990	9,900	▲90	▲ 0.9

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(12) グリーフケア人材養成講座の運営支援・受講料補助【(学)上智学院】 ・交通事故等により家族を失った遺族等の悲嘆に寄り添う人材を育成するため、上智大学グリーフケア人材養成講座の運営を支援する。 ・また、交通事故遺族関係者が本講座を受講する場合、受講料の一定額を補助する。 ・グリーフケア人材を養成することによって、交通事故被害者遺族等の「心のケア」の推進に資することが期待される。			12,000	12,000	-	-
(13) 高次脳機能障害者の自動車運転再開認定基準の策定 【(学)産業医科大学】<3年計画の3年目> ・脳卒中患者の自動車運転に関しては我が国でも多くの報告はあるが、脳卒中や高次脳機能障害に対する統一的な運転再開基準や確立された評価法はなく、実態として運転再開者の事故を防止することはできていない。 ・このため、従前の研究の成果を今後の学際的な臨床研究に反映することで、より精緻な自動車運転再開認定に資するプログラムや基準が示されることが期待できる。	7,000	7,000	8,300	5,700	▲ 2,600	▲ 31.3
(14) 学童期・青年期にある高次脳機能障害者に対する総合的な支援に関する研究【(社福)富山県社会福祉総合センター】<3年計画の2年目> ・交通事故等により小児期に発症した高次脳機能障害児・者に対する支援は未だ十分ではないことから、学童期の集団活動に必要なプログラム、医療機関と教育機関の支援の連携、家族支援プログラムの検討を行う。 ・本研究により支援モデルを作成し全国に普及することで、高次脳機能障害児・者の支援の質の向上が期待できる。			12,000	12,000	-	-
(15) 生活版ジョブコーチ(生活訓練アドバイザー)養成研究事業【(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団】<新規事業 2年計画の1年目> ・交通事故による高次脳機能障害者の在宅生活を支援する生活版ジョブコーチについて、平成21~23年度の研究事業でその有効性を実証した。 ・本事業は、生活版ジョブコーチを普及させるため、高次脳機能障害の支援拠点機関において、生活版ジョブコーチ支援を行える人材を養成し、地域の相談支援事業所が生活のマネジメントや問題解決を支援する地域拠点機関として機能するためのモデルを確立する。 ・地域モデルを確立し、ノウハウを明らかにすることで、全国的普及が期待される。				3,294	3,294	-
(16) MRIにおける頸椎加齢変化の縦断的研究【慶應義塾大学】<新規事業 3年計画の1年目> ・平成17~19年度事業において、健常者とむち打ち損傷患者を10年間追跡調査を行い、MRI上の加齢変化の進行について両群に差がなく、むち打ち損傷の長期予後が良好であることが見出された。 ・今回、20年間追跡調査を行い、さらに長期の加齢変化の進行を明らかにすることは、公衆衛生学的、交通医学的に極めて重要な研究であるとともに、交通事故によるむち打ち損傷患者に対して、明確な説明と円滑な治療を行うことが期待される。				20,000	20,000	-
● 高次脳機能障害ファシリテーター養成講座【(NPO)高次脳機能障害支援ネット】<平成26年度終了事業> ・高次脳機能障害者支援の専門家の育成支援を目的として、医師、看護師、理学療法士、作業療法士などの専門職を対象に全国各地で開催する講習会を支援する。 ・専門家の充実が図られると共に、当事者と家族を交えた実習形式を取り入れることで、地域における支援者と当事者の連携を深めることが期待される。	7,000	7,000	10,000	-	▲ 10,000	▲ 100.0

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
※ 社会資源マップの作成支援【(社福)千葉県身体障害者福祉事業団】<平成25年度終了事業> ・ライフステージやライフスタイル別に高次脳機能障害者に必要と思われるあらゆる分野の情報を標準化し、全国一律に障害者が利用できる社会資源等の支援情報をまとめた「支援マップ」を作成し、WEBで公表しようとするもの。 ・全国の支援体制の充実度を俯瞰することも可能となり、支援の充実につながることを期待される。	9,000	9,000	-	-	-	-
※ 脊髄損傷に関するデータベース構築 【(独)労働者健康福祉機構 総合せき損センター】<平成25年度終了事業> ・脊髄損傷治療のデータベースの構築により、脊髄損傷機能回復評価法を確立すると共に、確立された評価法を普及し、治療(リハビリテーション)の標準化を行おうとするもの。 ・全国のどの医療機関でも、効率的かつ効果的な脊髄損傷治療を受けることが可能となり、治療実績の向上が図られるほか、治療期間が短縮され、治療費支出を抑制することが期待される。	8,000	8,000	-	-	-	-
小 計	1,072,126	1,030,009	1,062,948	1,040,001	▲ 22,947	▲ 2.2

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自動車事故医療研究助成 【公募(一般)】 ・交通外傷に関する医療研究のテーマを募り、有益で有効な研究を支援することで、医療の進歩に資することが期待される。 ・平成25年度は146件の応募に対し34件の採用を行った。研究期間は1年。医学界の専門家で構成される選考委員会において選定される。	40,000	39,799	40,000	40,000	-	-
(2) 自動車事故医療研究助成 【公募(特定課題)】 ・時機に適った研究課題を複数特定して募集し、有益で有効な研究を支援することで、医療の進歩に資することが期待される。 ・平成25年度は課題3テーマを設定し8件の採用を行った。研究期間は2～3年。一般公募と同様に医学界の専門家で構成される選考委員会において選定される。	30,000	30,000	30,000	30,000	-	-
小 計	70,000	69,799	70,000	70,000	-	-

5. 医療費支払適正化対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 医療費支払適正化のための医療研修【(一社)日本損害保険協会】 ・交通事故医療に関する研修を通じ、医療費支払いの適正化を図る。対象者は、損保会社等の自動車損害調査担当者。 ・応用、研究、上級、専門の4つのコースを設けて実施している。	108,482	104,887	103,012	105,300	2,288	2.2

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(2) 自賠責保険診療報酬基準案普及促進費【(一社)日本損害保険協会】 ・昭和59年12月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき、「自賠責保険診療報酬基準案」を全国で普及させ、医療費支払いの適正化を図る。自賠責保険の支払い保険金の適正運営のために有意義な事業である。 ・既実施地区において普及率アップに向けた活動等を行う。	45,000	42,370	45,000	44,500	▲500	▲ 1.1
(3) 民間医療機関の医師等への自賠責保険制度・運用等に関する研修【(公社)日本医師会】 ・医師等に対し自賠責保険制度・運用等に関する研修を全国各地で実施し、医療費支払いの適正化を図る。 ・平成12年6月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき実施しているもの。	9,000	7,123	9,000	9,000	-	-
小 計	162,482	154,380	157,012	158,800	1,788	1.1

※ 1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策および5. 医療費支払適正化対策の合計金額
(単位：千円)

	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額 (a)	平成27年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	2,015,608	1,947,886	1,997,956	1,968,134	▲29,822	▲ 1.5

平成27年度 J A 共済の運用益の使途について

平成27年6月

平成27年度自賠責共済運用益拠出事業（詳細）

全国共済農業協同組合連合会
(単位：千円)

1. 自動車事故防止対策

事業の内容(平成27年度)	【 】内は事業主体	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 全国一斉交通安全運動の協賛 全国のJA等で交通安全運動期間中に同運動ポスターを掲示し交通事故防止を図る。【内閣府他】		1,000	964	1,000	1,000	0	0.0
(2) シートベルト・チャイルドシート着用推進運動の協賛 シートベルト・チャイルドシート着用促進の広報活動等により交通事故防止を図る。 【シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会】		1,000	1,000	1,000	1,000	0	0.0
(3) 自動車点検整備推進運動の協賛 自動車点検整備推進運動に協賛し交通事故の防止を図る。【自動車点検整備推進協議会】		500	500	500	500	0	0.0
(4) 交通安全スローガン・ポスター募集事業への協賛 一般を対象に交通安全スローガンおよび当該スローガンを使用したポスターを募集、優秀作品を活用した啓発活動を実施し交通事故の防止を図る。【毎日新聞社・(一財)全日本交通安全協会】		2,700	2,625	2,700	2,700	0	0.0
(5) 全日本交通安全協会の支援 交通安全に関する広報活動、交通安全表彰、交通安全教育の推進等を実施する(一財)全日本交通安全協会を支援し、交通事故の防止を図る。【(一財)全日本交通安全協会】		2,000	2,000	2,000	2,000	0	0.0
(6) 反射材を活用した交通安全啓発活動の実施<新設> 夜間の交通事故防止に効果的な反射材の普及促進を図るため、反射材フェアに協賛する。【(一財)全日本交通安全協会(後援予定：警察庁)】		/	/	/	6,500	6,500	-
(7) JA共済交通安全ポスターコンクールの実施 全国の小・中学校の生徒を対象に交通安全ポスターを募集、優秀作品を表彰。優秀作品を活用した啓発活動を実施し、交通事故の防止を図る。【JA・JA共済連(後援申請：内閣府、警察庁、文部科学省)】		145,000	144,298	145,000	145,000	0	0.0
(8) 幼児向け交通安全教室の実施 全国各地で、幼稚園・保育園児とその保護者を対象とした交通安全教室を通じて、交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連(後援申請：内閣府、警察庁、国土交通省)】		187,000	187,000	187,000	187,000	0	0.0
(9) 高齢者向け交通安全教室の実施 運転シミュレーション機器搭載車両、敏捷性測定等の高齢者向け交通安全教室を通じ、高齢者の交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連】		290,000	289,725	290,000	290,000	0	0.0
(10) 生徒向け自転車交通安全教室の実施 全国各地で、生徒が交通事故の実演(スタントマン)により自転車事故の危険性を学ぶ交通安全教室を開催し、交通事故の防止を図る。【JA共済連(予定：都道府県警察)】		120,000	120,000	157,500	162,000	4,500	2.8
小 計		749,200	748,114	786,700	797,700	11,000	1.3

2. 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 救急医療機器等購入費補助 地域の救急医療を担う厚生連病院等に対して救急医療機器等購入費を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。 全国の厚生連病院111病院のうち、101病院が救急告示を、22病院がへき地中核・医療拠点病院指定を受けている。【厚生連病院他】	500,000	491,825	470,000	460,000	▲ 10,000	▲ 2.1
(2) 救急ヘリ普及推進活動の支援 救急医療用ヘリに関する啓発・広報活動を支援し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。 【認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク】	5,500	5,500	5,500	5,500	0	0.0
小 計	505,500	497,325	475,500	465,500	▲ 10,000	▲ 2.1

3. 自動車事故被害者対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自賠責制度周知活動の実施 自賠責制度周知活動を通じて、自賠責共済・保険の未加入車両を解消し、被害者救済を図る。 【国土交通省他】	4,000	3,460	4,000	4,000	0	0.0
(2) 交通事故無料法律相談事業の支援 自動車事故損害賠償に関する無料法律相談事業を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通事故紛争処理センター】	66,000	65,193	60,000	68,053	8,053	13.4
(3) 交通事故無料法律相談機関の支援 交通事故法律相談を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)日弁連交通事故相談センター】	23,000	22,500	22,500	20,000	▲ 2,500	▲ 11.1
(4) 介助犬の普及支援 身体障害者の日常生活を補助する介助犬の普及活動を支援し、被害者救済を図る。 【NPO法人日本介助犬アカデミー・(社福)日本介助犬協会・JA・JA共済連】	70,800	70,800	70,800	70,800	0	0.0
(5) 交通事故医療研究の支援 交通事故医療に関する研究を公募のうえ選定した医療研究25件に助成し、交通事故医療の進歩に寄与することを通じて被害者救済を図る。【公募】	25,000	25,000	25,000	25,000	0	0.0
(6) (公財)交通遺児等育成基金の支援 交通遺児の生活基盤安定を目的とする(公財)交通遺児等育成基金を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児等育成基金】	12,000	2,693	6,500	2,282	▲ 4,218	▲ 64.8
(7) (公財)交通遺児育英会の支援 交通遺児の修学を援助する(公財)交通遺児育英会を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児育英会】	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0.0
(8) 交通事故被害者に対する情報提供支援 交通事故被害者およびその家族に対する情報提供を支援する。 【JA共済連】			5,000	5,000	0	0.0
小 計	210,800	199,646	203,800	205,135	1,335	0.6

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 外傷性頸部症候群の解剖学的基盤構築に関する研究の実施 <3年計画の3年目> 解剖実習体を用い、神経根部の構造および神経根部からの髄液吸収経路に関し、同経路と神経周膜移行部の関係を解析し、後遺障害認定に資する。【(一社)JA共済総合研究所医療研究研修部】	11,000	11,000	11,000	11,000	0	0.0
(2) 脊柱外傷に起因する運動障害評価に関する検討の実施 <3年計画の3年目> 交通外傷後の手術による脊椎固定術や骨折などの器質的障害により、どの程度の障害でどの程度の脊柱可動域が損なわれるかを検討する。また、年齢変化と脊柱可動域の関連をふまえ、外傷後の脊柱可動域制限の参考データを提示することにより、後遺障害認定に資する。 【(一社)JA共済総合研究所医療研究研修部】	14,000	14,000	14,000	14,000	0	0.0
(3) 脳外傷による高次脳機能障害と意識障害の関連分析の実施 <終了> 日本脳神経外傷学会データベースの蓄積データから高次脳機能障害残存症例を抽出し、意識障害の時間と高次脳機能障害の発症頻度について検討する。また、追跡可能な症例について、慢性期における画像診断と神経心理学的評価を行い、意識障害と高次脳機能障害の程度、日常生活復帰状況を検討し、後遺障害認定に資する。 【(一社)JA共済総合研究所医療研究研修部】	9,000	9,000	9,000	/	▲ 9,000	▲ 100.0
小 計	34,000	34,000	34,000	25,000	▲ 9,000	▲ 26.4

5. 医療費支払適正化対策

(単位：千円)

事業の内容(平成27年度) 【 】内は事業主体	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 医療分野研修等の実施 医療分野研修を実施し、医療費支払の適正化を図る。 【(一社)JA共済総合研究所医療研究研修部】	60,000	59,999	60,000	60,000	0	0.0
小 計	60,000	59,999	60,000	60,000	0	0.0

※1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策 および5. 医療費支払適正化対策の合計金額

(単位：千円)

	平成25年度 計画額	平成25年度 実績額	平成26年度 計画額 (a)	平成27年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	1,559,500	1,539,085	1,560,000	1,553,335	▲ 6,665	▲ 0.4